## ◎新潟県告示第318号

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定(平成16年新潟県告示第38号)の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月22日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応 する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正	後			₹ 2	女	正	前	
別表 公共用水域が該当する	水質汚濁に係る	系る環境基準	別	<b>表</b> 公共用水	域が該当	する	水質汚濁に	系る環境基準
の水域類型の指定			の水域類型の指定					
水域	該当類型	達成期間		水	域		該当類型	達成期間
通船川(旧木戸閘門から信	D	ア	通	船川(旧木)	戸閘門か	ら信	D	ア
濃川合流点まで)			濃	川合流点まっ	で)			
小阿賀野川(全域)	A	ア	小	阿賀野川(全	全域)		A	ア
五十嵐川(全域)	A	ア	<u> </u>	十嵐川下流	(三条市	上水	A	ア
清津川(全域)	AA	ア	道	取水点から	信濃川合	流点		
関川下流(渋江川合流点よ	A	ア	<u>ま</u>	で)				
り下流)			<u>清</u>	津川下流(	水無川合	流点	AA	ア
保倉川上流(飯田川合流点	A	ア	<u>カ</u>	ら信濃川合液	荒点まで)	_		
<u>より上流)</u>			関	川下流(渋	江川合流.	点よ	A	ア
保倉川下流(飯田川合流点	В	ア	り	下流)				
より下流)			<u>保</u>	:倉川中流(1	保倉川橋	から	A	ア
			飯	田川合流点。	<u>まで)</u>			
			保	:倉川下流(1	飯田川合	流点	В	ア
			J	り下流)				
				·				